

いは他の法律に関連して生じた改正がありまして、適当だと思うのですが、先程問題になりました審議会の問題は、次の機会に是非整理されるべきものは整理するなり、或いは法律にまかないので設けられておる審議会のうちで存続を必要とするものははつきり設置法の中に規定するなどの措置をとらねるよう政府に強く希望するものであります。こういう希望を附して賛成いたします。

○委員長(河井彌八君) これより本案の採決をいたします。通商産業省設置法等の一部を改正する法律案、これには衆議院で修正をいたしておりました。その修正を加えたものが原案であります。これについて可否を問います。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

(総統挙手)

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。

それではこれは可決すべきものと決定いたしました。お詫びいたしますが、委員長報告は例によりまして委員長の取計らいに御一任を願いたいと申いますが如何ですか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) それでは御異議ないと認めます。では本案に賛成の方の御署名を願います。

多數意見者署名

伊達源一郎 竹下 豊次
町村 敬貴 三好 始
梅津 錦一 藤井 新一
城 義臣

○委員長(河井彌八君) 次は経済安定本部設置法の一部を改正する法律案これを議題といたします。経済安定本部の平井官房長から本案についての説

○政府委員(平井富三郎君) 経済安定本部の設置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申上げます。法案の逐條に入ります前に、改正の実体になります要點を先に申上げまして、逐條説明の際の御説明の御参考にいたしたらどうかと思いますので、改正の要点のみを申上げます。

本案の改正につきましては、提案理由の説明で申上げましたように、最近の経済情勢の推移に応じまして、経済安定本部の機構の整備を行なつた点でござりまするが、先ず第一に変えました点が、内部の部局の改正でござります。これにつきましては、只今産業関係につきましては石炭、電力、石油等につきまして動力局が設置されております。それからその他の産業につきましては、生産局が設置されて所管いたしますのでございますが、産業に関する一般的及び総合的な政策に関する事務を処理いたします上においては、現在の段階におきましては、これを一局に統合いたしまして、産業全般の広い施策を扱うという趣旨にいたしまして、産業局を設置いたした次第でございます。これは生産局、動力局、合せて一局にいたす案になつております。それから生活物資局といふのがございまして、生活物資に関しまする配給事務を主として現在担当しておりますが、最近の物資統制の状況に鑑みまして、生活物資の配給、こういう点を改めまして、むしろ重点を、国民生活の安定に関する基本的な政策に関する事務を行うということにいたしまして、民生局に改めた次第でござります。現在、国民生活の安定ということ

が、一つの経済施策の大きな支柱をしておるわけでございますが、これが物価面から、或いは労務面から、或いは物資面から、いろいろな角度から国民生活という点を検討して行く必要があると、いう観点から、この改正を企団法でございました。それから貿易局の事務に関しまして、先般御決定を願いました外國為替及び外國貿易管理法の制定に伴いまして、閣僚審議会の事務を安本貿易局で行うことになりましたので、事務局としてその事務を行います点を附加いたしました点でござります。即ち經濟安定本部の機構といたしましては、従来一官房六局ございましたものを、一官房五局にいたしまして、生活物資局を民生局に改めたという点が主たる改正の点でござります。

国民所得の調査に関する連絡協議会、河川総合開発調査審議会、今回新たに行わんとする土地調査に関する準備会、これらがいずれも閣議決定で置かれた審議会でありました。これも新たに設置法に附加いたしました次第でございます。

次に経済調査庁の関係でございますが、これに関しましては、実体的には経済調査庁法の改正になるわけであります。安本の設置法といたしましては、経済調査庁の今後の任務が経済統制法令の励行或いは監査ということになしに、経済法令の励行監査という点に改めました点を設置法の上に規定しております。

次に地方機構の改正でございますが、これにつきましては、現在は安定本部の出先であります地方経済安定局、調査庁の出先でございます管区調査局、物価局の出先でございます地方物価局、こう三本建になつておりますたものを、今般これを一本に取りまとめてまして、管区経済局に統合いたしました次第でございます。

次にその他の事項として改正いたしました点は、経済安定本部は行政組織法上は臨時の機関であるということになつておるのであります。更に存続期間に関しては、従来一年ごとに更新するという建前を取つておりましたものを、臨時の機関であるということにつきましては変更はございませんが、一年ずつ更新して行く、という存続期間に関する規定を削除いたしました次第でございます。これは経済安定本部の業務の内容が、現在の脆弱な経済基盤にある日本経済といふものに対する総合的な施策についての調査企画機関であ

るという点から一年ごとに更新をいたすというやり方を改めた次第でございます。

それから価格差益の徴収に関しましては、従来物価局でこれを行なつてい

ましたが、価格差益については御承知

のように、昨年の十一月三十日以前の

ものに限りまして、十二月一日以降の

につきましては、価格差益を徴収す

るという制度を止めましたので、残り

ます残務の仕事につきましては、これ

を国税庁に移管いたしまして、その関

係の改正の規定が入つております。尚

この法律の施行期日は六月一日とい

っておりますが、経済調査庁の所掌

の業務でありますとか、審議会の整備

に関する部分につきましては、公布の

日からこれを施行するということに相

成つておる次第であります。

尙物価局の機構につきましては、今

後の②制度といふものの推移に応じま

して物価局を経済安定本部の外局とし

て当分存置いたしますが、今後の物価

行政の在り方から行きまして外局とし

て存置する期間は本年度一杯といふこ

とにいたしまして二十六年度からは、

これを内局に編入する、こういう方針

をこの法律の中に説いておる次第でござります。

以上が改正をいたしました主点でござります。

次に只今申上げましたことがこの設置法の一部改正法律案に規定されておりますが、先ず第一の項につきましては支分部局に関する規定でござりますが、これは先程申上げました管区経済局に改めるということでありまます。従つて現在調査庁の出先で各府県にござります地方経済調査庁を地方経

済調査局といたしまして規定した次第でございます。

それから第四條第四号に關しまする

改正の個所は、先程申上げました経

済統制法令といふには現法にはな

つておりますけれども経済法令とい

ふうに範囲を拡めた次第でございま

す。

次に第五條第十六号の点は公団の整

理に伴いまして消滅する公団について

の整理をここで行なつた次第であります。

次の「物価統制令第十九條に規定す

る差益」これは差益に関する規定を削除いたした次第であります。

その次の項は経済統制法令といふも

のを「経済法令の執行の確保に関する

計画の立案及び「経済法令の運営に關する行政機関等の監査を行うこと」こ

ういたしまして調査庁法の改正におき

まして公団或いは調査庁の監査を行

して物価局を経済安定本部の外局とし

て当分存置いたしますが、今後の物価

行政の在り方から行きまして外局とし

て存置する期間は本年度一杯といふこ

とにいたしまして二十六年度からは、

これを内局に編入する、こういう方針

をこの法律の中に説いておる次第でござります。

尙物価局の機構につきましては、今

後の②制度といふものの推移に応じま

して物価局を経済安定本部の外局とし

て当分存置いたしますが、今後の物価

行政の在り方から行きまして外局とし

て存置する期間は本年度一杯といふこ

とにいたしまして二十六年度からは、

これを内局に編入する、こういう方針

をこの法律の中に説いておる次第でござります。

尙物価局の機構につきましては、今

後の②制度といふものの推移に応じま

して物価局を経済安定本部の外局とし

て当分存置いたしますが、今後の物価

行政の在り方から行きまして外局とし

て存置する期間は本年度一杯といふこ

とにいたしまして二十六年度からは、

これを内局に編入する、こういう方針

をこの法律の中に説いておる次第でござります。

動力で所管いたしておりましたのを、最近の状勢に基きまして産業全体としての基本的政策、企画という点に重

点を置きまして編成をいたした次第で

ございます。

次の十條は削除でございます。これ

は動力局の廃止に関する規定でござ

ります。十一條は民生局の業務につ

きまして、ここに規定してありますよ

うな趣旨に改正したわけでございま

す。

それから十二條は企業会計制度の整

備改善につきまして、従来財政金融局が

中心となりまして、企業会計原則企業

会計基準等の作成をいたしまして、最

近の中小企業の簿記要項或いは青色申

告制度の基礎に利用されて参つたので

あります。今回企業会計基準審議会

に合せて加えた次第でございます。

十三條は貿易局が閣僚審議会の事務

局としての仕事をいたしまして関係を規

定した次第であります。十五條の審議

会につきましては従来閣議決定でありました機関をこの設置法改正の機会に

設置法に正式なものとして規定した次

でござります。

第三節、これは地方物価局の廃止に

おきまする監査といふものについての

機能に重点を置きました結果の改正で

ござります。

第三節、これは地方物価局の廃止に

おきまする監査といふものについての

機能に重点を置きました結果の改正で

ござります。

第四章地方支分部局でござります

が、第一節の管区経済局は先程申上げ

ました本部、物価局、経済調査庁の支

分部局を一括いたしまして管区経済局

に統合した意味であります。

次の規定は次長の減員に関する規定

を設けたのでござります。次の第九條

局、動力局、生活物資局を産業局、民

生局に改めた規定であります。

次に只今申上げましたことがこの設

置法の一部改正法律案に規定されてお

りますが、先ず第一の項につきま

しては、支分部局に関する規定でござ

りますが、これは先程申上げました管

区経済局に改めるということでありま

ます。従つて現在調査庁の出先で各府県

にござります地方経済調査庁を地方経

三十四條の四というのは管区経済局につきまして、管轄区域に関しまする規定であります。

三十四條の五は管区経済局につきま

して調整、物価、監査、査察の四部を

置き、調整部におきましては大体経済

安定局が行いました事務、物価部にお

いては物価局の業務、監査部、査察部

ににおいては現在の調査庁の行いました

事務を引継ぐ計画でございます。

第二節は地方経済調査局、これは從

来地方経済調査局として各府県に設置

されましたものが管区経済局といふ名

前になりましたので、地方経済調査局と

いう名称に改めた次第でございます。

附則につきましては第一項は施行期

限に関する規定でございまして、

先程申上げました調査庁の目的の変更

と申しますか、拡張と申しますか、そ

れに伴いまする意味と、審議会に関し

まする規定が公布の日から施行する、

その他の規定は六月一日から施行す

る、こういう趣旨でございます。後段

は経済調査局の事務について公布の日

から施行いたしますとの、地方の部局

の三局が一局になりますのは六月一日

ということになりますので、その間で

ランクの時期が生じますので、その間

の読み替え規定を置いた次第でござい

ます。

○委員外議員(佐々木良作君) 経済安

定本部と、それからそれに関係ある官

府の設置法の改正につきまして、私の

方の委員会と関係のある点もあります

ので、二、三この際お伺いして置きた

いと思います。

第一は、これは少し政治的な問題

で、むしろ御答弁を頂いてもらうかと

思いますけれども、念のために一つ具

體的に確かめて置きたいと思います。

第一は、経済安定本部自身の機能の性

格の問題について、従来安定本部とい

うものは、何かこう経済統制官庁とい

うような恰好に理解され勝ちであつ

て、そうしてインフレ段階から今によ

うな状態になるに従つて、次々に統制

が外されて行くと、それに従つて経済

安定本部も機構がぐんぐんと小さくな

るが常道だと、それに応じてこうい

うふうに機構を小さくつまみ縮小

本年度一杯外局でございますが、来年度以降はこれを内局に編成替えする、こういう方針を明記いたしました次第であります。

四項は、差益整理に伴いまする規定でございまして、條文の整理でござい

ます。

五項は、差益の調整に関する規定でございまして、明記いたしました次第でござい

ます。

六項も同様でございます。

六項は、差益の徴収に関する規定でございまして、明記いたしました次第でござい

ます。

五項は、差益整理に伴いまする規定でございまして、條文の整理でござい

ます。

六項も同様でございます。

六項は、差益の徴収に関する規定でございまして、明記いたしました次第でござい

ます。

して行くのが順当だといふうに考えられ勝ちでありますけれども、私の所見を以てすれば、むしろ飽くまで経済安定本部は、インフレの懸念のある場合にも、デフレの懸念がある場合にも、両方のための、経済安定のための経済関係の総合調査及び総合企画をする官庁だと思うのです。その場合に、現在インフレ傾向に対する経済不安の状態は、或いは抑えられておるかも知れないけれども、逆にデフレ傾向の経済状態に対する不安は、むしろぐんぐん増しつつあると思ひますけれども、今度の改訂を見ましても、大体方向が縮小の方向を辿つておりますように考えますけれども、現在経済安定本部、或いはこの法案を提出された政府において、経済安定本部の将来の機能についてどういうふうに考えられておるか、簡単に結構ですからお伺いして見たいと思います。

の統制が逐次解除されました今日と雖も、非常に日本経済として脆弱な基盤の上に立つておるわけでありまして、やはり経済の総合企画に関する仕事が、統制面とは違つた面で現われて來るのでないかと、こういう点で、経済安定本部はいわゆる経済企画庁である、こういう性格が確認されまして、この機構改正になつた次第であります。内部の部局なり、或いは人員につきまして、若干の減少はございましたが、これはいわゆる統制に関しまする仕事の減少という面において起つて来ましたので、若干の減少はございましたが、これはいわゆる統制であります。内閣御説明申上げましたように、生産局、動力局を合せました産業局を設置いたしましたのも、従来動力関係と一般の生産関係が分かれしておりましたのを、むしろ一つの局にまとめまして、より総合的な見地から仕事を進めることに適当であると、かような考え方から統合したのであります。従いまして、その外の局につきましても、生活物資局といふ名前を民生局と改めましたのも、生活物資の配給統制に関する部局でなしに、国民生活の安定と、国民の生活水準がどうであるのかと、又どうあるべきかというような基本的な問題についての担当部局といふうちに、改めて性格をはつきりといたしました次第でありまして、その生産、動力が統合されましたが以外は、局としては変更ございませんし、安定本部が企画官庁として、トップヘビーの機構で行くべきであるという、こういう原則が貫かれておる次第であります。只今申上げましたような気持で、この改正案が

企画された次第でございます。○委員外議員(佐々木良作君) そうしますと、重ねてお伺いいたしますが、現在いろいろな統制法規が次々にななりつつありますけれども、逆に統制法規の最初の出発点は、むしろ消費者なり需要者なりの保護に立つておつたと思います。今のよろな段階になれば、統制法規の機能が結果的に變つて来て、むしろ生産者保護的な恰好になり得る面が相当出て来つたると思ふ。そうしますれば、今言われたような機能を安本が持つとすれば、從来の消費者保護の建前に立つておつた統制法規が、実質的に變つて来る。生産者保護的なもの、或いはそれを含めての総合的な経済調査なり経済企画なりといふ逆な面の仕事も、今後安定本部の仕事の一翼として統けられる意図があるかどうか。

も知れませんが、要するに、経済統制官庁だと思われておつたそれがなくなつたにつれて只今の経済安定のための方針が逆の方向に變つて来つたあるけれども、そういう面の仕事も從來の経済安定本部の機能の中に入るかどうかとなることなんですが、今のお話によりますとそれも含めて行きたい、こういうふうにお話になつた感じがしますが……。

では次の質問に入りたいと思いますが、特に経済調査庁の問題に入りたいと思ひますけれども、その前に意見になるかと思いますが、一つだけ申上げて置きます。改正案とは別個に、或いは定員法で出ると思いますが、定員関係について今のよな経済安定本部、或いは経済調査庁の仕事を含めて実際の仕事が経済の調査であり、そうしてそれを総合企画するということであれば、普通の場合の行政官庁の行政機能とは違つて、普通の行政官庁の機能の場合には、官吏が多くなればなる程重複的に仕事が面倒になるけれども、調查関係に関しては實際には人間が多ければ多い程いいという理窟が成立つと思ひますけれども、仕事の性格でなくして、一般的の官吏を減らそうという場合の、ずっと平均的に減らされる、或いは縮小される傾向が非常に見えて、今までの、これは定員法の問題だと思いますけれども、この設置法関係にもそれが感ぜられるのですけれども、その辺は政府の方でも相当考えておられるのでしょうが、それを一点だけ、殊に念のためにお伺いして置きたい。

○政府委員(平井富三郎君) 定員につきましては本部の定員減と、地方の部局の定員の減と差等がありまして、私

共がこの定員の問題を処理するに当りましては、やはり初めに安定本部の機能及びこれに対応する機関、こういうものを想定いたしまして、これが十分実力を以て動き得る人員を備えなければなりません。こういう観点から立案したのです。但し統制事務が減つて参つて、相当煩雑な事務が減つて参るという面も相当あるわけでありまして、これららの点は合理的に解決しなければならない。こういう態度でこの問題に臨んだのであります。従つて必要な人員は確保する、併し不必要と申しますか、仕事の減少につれて当然浮いて来る剩員については、これは思い切つて合理的に解決をすることが必要である。こういう観点から決めました次第であります。大体経済安定本部につきましては約二割程度であります。これは生産局、労働局、動力局、生活物資局等において主として統制事務に従事しております。先程申し上げましたように、それが同時に日本の方においても統制のみの事務を行なつておるわけではありません。先程申し述べた定員の減でありますが、生産局、労働局、動力局、生活物資局等において主として統制事務に従事しております。その辺のこととも考慮に入れまして、減員を特別に検討いたしました。従つて結局平均いたしまして約二割、地方の安定局につきましては本部と違いまして、その仕事の内容が統制事務に密着した仕事が非常に多いわけであります。従つて地方の局につきましては五割の削減というふうにいたしましたのでござります。私共といいたして現在の定員に対しまして二割九分、本部につきましては約二割、地方につきましては約五割、こういう削減をいたしましたのでござります。

が監査を行ひますにつきましては、その元になります経済法令が法律によつて指定されておるわけであります。今後の状況に応じまして、必要な場合はこの経済法令を政令で指定して行くわけであります。それに基いて監査を行なつて行くというのが本筋であります。それから一般的に経理監査を行ないますものが、調達庁でありますとか、公団でありますとか、そういうものにつきましていわゆる経理監査を行なうということを明記したのであります。従つて調査庁の監査は他の省で、他の機関、他の各省で行なつております外部の監査機能のようなものではない、自体監査と申しますか、そういうものとは重複しないよう運営して参るといふように考えておる次第であります。されにつきましては会計検査院なり或いは建設省なり農林省なりに自体監査を更に進めて行くか、或いはそれらの行います各機関の監査を更に合理的な形に持つて行くべきではないかといふように考えておりまして、調査庁の監査を必要とするという事態がはつきりいたしまして、特にそういう要求が強く出された場合はこれは別であります。が、只今のところ直ちに調査庁が公共事業の土木に関する監査を行なつて行くということは考えていない次第であります。その面は今後調査庁が監査に重点を置いて参るこら言いまして、これは結局各省、他の機関におきまする監査が重複に陥らんよう十分注意をして運営して参りたい、かようになります。経済取締に関しまつする運営につきましても、これと同様の考え方でおるわけであります。調査

的と申しますか、或いは国家の金、物につきましての大きな節約をするという重点的な観点から行なつておる次第であります。将来もそういう方針で参りたいと思います。

○委員外議員(佐々木良作君) いろいろ承わりましたが、要するにこの機構の改正というものはいろいろな意図を以てやられても、單に機構の改正だけでは大したことはできないと思う。飽くまでもその機能をどういうふうに働かせるかという点に、殆んど運用の面にかかるて来ると思います。私の数個の質問の中から今後の運用の面に十分気をつけて頂きたいという希望意見も附したと思いますが、一つその辺の事情も十分に政府の方でも御考慮願いたいと思います。

質問はこれで打ちります。有難うございました。

○三好始君 根本的の問題については佐々木君の方からの質問で殆んど盡されたと思うのであります。二、三お伺いいたしたいと思います。

一つは佐々木君のお尋ねになりました第一点に関連する問題であります。即ち安本の機能なり性格の問題なのであります。安本を單なる統制官厅によりますと、安本の機能なり性格の問題なのであります。安本を單なる統制官厅としての性格に止めるものではなくして、同時に経済企画官厅としての性格を考えておる。従つて統制が継続されておる間だけ必要なものでなくして、恒久的な官厅として考えられておるようになります。それは現行法の附則第二項を削除して、存続期間の規定をなくした卓にも現われておるのでありますので、この点については第五国会で経済安定

本部設置法を審議したときの政府委員の答弁と相当違うのであります。つまり第五国会で審議いたしましたときには、やはり存続機関の規定があつたのであります。それを一ヶ年存続期間を延長するように確かに設置法制定に当つて規定したと記憶いたしておるのですが、そのときの私の質疑に対しまして大臣でありますか、政府委員でありますましたか、はつきり記憶いたしませんが、安本が暫定的な機関であるような答弁であつたと思うのであります。それは僅かに存続期間を一ヶ年延長するようにした点からも窺われるのです。それ以後に相当の相違があることは、経済安定本部の機能なり性格について定に当つての政府の方針と本日の御答弁との間に相当の相違があることは、その後において変更があつたのかどうか、この点を一つお伺いいたしたいと思います。

これが改正第3文を検討して見ますと、生活物資局の事務と今度の民生局の事務との間に、殆んど相違がないのであります。單に現行法の物的・生活水準の策定並びに国民の物的・生活水準の改善というふうに使われておる。物的・生活の安定に関するという言葉を入れただけに止まつておるので、具体的に民生局に變つたために事務の内容がどういうふうに變つて来るのかといふことは、法律案を見ただけでは窺い知ることはできないのであります。民生局の事務の内容が従来の生活物資局と具体的にどういうふうに變つて来るのか、或いは殆んど差がないのか、その辺の事情について御説明頂きたいと思います。

次に生活物資の生産に関する基本的な政策に関する事項であります。これは例えば農業所得に関するものでありますとか、或いは農業経営の合理化等の問題であります。それで参考としむことか、先ず第一に農業生産の現状を述べられて来るものだと考へておりま

○この局といふ字は文部省の意匠から、地方経済調査局といふ名称を使つたようにも承つたのであります。そこで、それと関連して、地方経済調査局の内部組織はどういうふうに予定しているのか、お伺いいたしたいのであります。

○政府委員(平井富三郎君) 経済調査庁の事務につきましては、御承知のように現在やはり中央経済調査庁、管区経済調査庁、地方経済調査庁といふ字で通じてゐる所であります。これは経済調査庁の仕事から言いまして、各地方の部分におきまする出先機関といたしまして、も、各府県その他の関係当局との関係から言いまして、ステータスとして、ましてははつきりしたものにして置きたい、こういう趣旨から現在におきましても、地方の部局につきましては、こういうふうな名称で現在あるわけであります。今後もその関係は変更いたされませんので、管区経済局、地方経済局、こういうふうにステータスとしては局と同じ格という感じを與えただ呼名で行く方が適当ではないか、かように考えておる次第であります。この管区経済局の部局は、大体四部考課部、整理部、調整部、物価部、監査部、査察部、この四部制にいたすつております。

○三好始君 先程の御答弁のうち、管区経済局の四部制に触れられたのであります。これは法案の中にもはつきり出て来るのであります。

○政府委員(平井富三郎君) 私は管区経済局と聞き違いまして申上げたのであります。地方の経済調査局は現在の地方経済調査庁の任務を行ふものでござります。要するに経済普查、経済監査という二つの仕事を受持つのであります。

○三好始君 私がお尋ねいたしておりますのは、事務の内容でなくして、地方法調査局が内部組織としてどういう機構を持つようになるのか、その予定を伺つてゐるのであります。

○政府委員(奥村重正君) 便宜私からお答えいたします。地方経済調査局は改称の後におきましても、現在と大体同様に経済調査庁の系列の事務を運営する、こういうふうに予定いたしております。従いまして内部機構も概ね現状通りに進めて参りたい。かように考えておりますが、そのあらましを申上げますと、東京でありますとか、神奈川でありますとか、京都でありますとか、そういうところは二部で課が六つといふことに相成つております。その外の小さな地方経済局におきましては、部は同様二つでございますが、課は四つ、こういうことになつております。

○三好始君 府県によつて人員に相違があると思いますが、大体地方経済調査局の定員はどの程度でありますか。

○政府委員(奥村重正君) 只今定員の総数が三千七百十九名でござります。

か、一十五年度の予算におきまして約一五%の節減ということに相成つております。更に最近定員法の改正が研究されております。そのうちに国会に上程に相成るかと存じまするが、そうなりますると、恐らくほぼ一千名余の人間が減ることになる、こういう予定でござります。従いまして約二千七百名弱、こういう総陣容に相成ると考えております。そなりました曉に、地方の経済調査局をどういうふうにかれこれ定員の配分をいたしますか、実は定員法の相談が極く最近に政府部内においてまとまりましたような状態であります、そこまで用意がございませんが、現状の三千七百十九名というところも申上げますると、大体平均いたしまして五十名ぐらいに相成ります。大きいところは百五十名ぐらいの人員を擁しておるところもございます。小さいところは三十四、五名というところもございます。平均いたしまして大体五十名というふうになつております。

○梅津錦一君 これは佐々木君の第一の御質問に近いと思うのですが、現在の経済状況は刻々変化していく、而してそれに対する石炭とか、石油或いはガス、コーケス、電力ですか、こういうようなものの総合配分を考え、或いはその総合企画を考える。こういうようなところは現在安本がやつておるかと思ひますが、若しこれを各省のセクションヨナリズムでやつて行けば国家経済は片ちんばになる、こういうような点から考えて、この片ちんばにしないために、政治的な点からこれを担当するとこには将来も永続されなければならぬと思います。それに対する安本当局のこの政府に対する考え方、政治に対するどうい

う考え方を持つておるか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(平井富三郎君) 経済安定本部の性格といたしまして、これが統制官庁ということではなく、企画官庁である、こういう性格であるべきだといふ点につきましては、私共もそう確信し、又この案を作りました際各方面で論議されました際もその結論に到達したのであります。従つて現在の経済情勢に応じまする総合企画、推進機関としての安本というものが行政組織上は臨時の機関でありましても、ここに一年ごとに変えて行くという非常な短期的な機関であるのは却つて不適当じやないか、こういう観點から從来一年ごと更新しておるという点を削除いたしましたがございまして、考え方といたしましては、現在の経済情勢に対するまあ見方といいますか、そういうものから臨時の機関といふ本質にはこれは変わりございませんが、一年ごとに更新していくという程度の機関ではないといふうに考えておる次第であります。

○梅津錦一君 やはり今の答弁で了解はできるのですが、とにかく戦前の日本の経済状態と、戦後における日本の経済状態とは非常に違ひがあるのであります。これはもう日本の経済を建直すに将来、相当遠い将来までこうした一本の大きな力が総合的に企画官庁、というふうな、それが上にいてやつて行かない限りにおいて、その大きな決意を現在の安本が持たなくて、将来的日本の再建はできない、こう私は考えるので

す。佐々木君の御質問はやはりそうだと思います。それに対する安本当局としての決意を私は聞きたい。

○政府委員(平井富三郎君) これは経済安定本部長官からお答えいたすべきことと存じますが、私共事務当局といつましても安本の改組に当りまして、その点最も重点を置き論議いたしましたのでございまして、只今申上げました趣旨から現在の機構が決定され、又期間については一年ごとという更新制度を改めるという結論に到達したのであります。私共事務当局としては、この安本の改正に盛られました気持を十分に表現化して行きたいとかように考えておるのであります。

○城義臣君 簡單なことで一つお伺いいたしますが、この間新聞紙上で行政審議会の結論といいますか、現在の段階での見通しのような発表がありましたが、これは政治問題をかれこれ伺うのじやなくて、どういうわけであれがあれなどは安本といふものの機構はうんと圧縮されておるようでしたのが、これは御質問では統制官庁が持つて行くべきものと考へておる次第であります。

○梅津錦一君 やはり今の答弁で了解はできるのですが、とにかく戦前の日本の経済状態と、戦後における日本の経済状態とは非常に違ひがあるのであります。これはもう日本の経済を建直すに将来、相当遠い将来までこうした一本の大きな力が総合的に企画官庁、といふうに、それが上にいてやつて行かない限りにおいて、その大きな決意を現在の安本が持たなくて、将来的日本の再建はできない、こう私は考えるので

るべく簡素化するということは、これ思ひうんです。それに対する安本当局は国民のやはり、全部とは勿論言いませんが、自由党のとられた考え方が妥當だという考えに私は立つ。そこで先程言つた政治問題には入りたくないんですが、性格がそうであるとしても、やはり私は今のようにやり方の方が妥當だといふと思いますが、なまぬるいが、まあ何といいますか、なまぬるいというような感じを持つておる。そこでお伺いしたい点は、先程の質問の中で地方のこの局にするという、名前についてどういうわけだというふうなお話をあつたのですが、私もその点を我々はそういう立場に立つ。要は名前はどうでもいいというようなものの、そのいつたような名前はやはり実体にふさわしいような、簡素化した名前の方に持つて行く方が妥当じやないか。少くともそういうふうないかめしい機構改革が起きるかのようまあ紛らわしいふうに考へておる次第であります。

○城義臣君 簡單なことで一つお伺いいたしますが、この間新聞紙上で行政審議会の結論といいますか、現在の段階での見通しのような発表がありましたが、これは政治問題をかれこれ伺うのじやなくて、どういうわけであれがあれなどは安本といふものの機構はうんと圧縮されておるようでしたのが、これは御質問では統制官庁が持つて行くべきものと考へておる次第であります。

○梅津錦一君 やはり今の答弁で了解はできるのですが、とにかく戦前の日本の経済状態と、戦後における日本の経済状態とは非常に違ひがあるのであります。これはもう日本の経済を建直すに将来、相当遠い将来までこうした一本の大きな力が総合的に企画官庁、といふうに、それが上にいてやつて行かない限りにおいて、その大きな決意を現在の安本が持たなくて、将来的日本の再建はできない、こう私は考えるのであります。

○政府委員(平井富三郎君) 最初の行

この現在の設置法、この今提案しておられます機構につきましても行政制度審議会で検討されまして、大体この案と大同小異の結論になつたわけであります。私はそのときの経済状況反映いたしまして、當時の行政制度審議会の結論に基いてこの案ができたところ申上げてあります。私共も勿論機構といふものも、いい程度に同じような結論になつたのであります。その際物価局と調査局におきまして議論があつたわけでござります。私共も勿論機構といふものはそのときの経済状況反映いたしまして、必要に当つて最小限度の機構人員でやるべきものというふうに考へておる次第であります。物価局につきましては、今後の物価統制の推移から見まして外局の形で置く必要もあるまい、こうしたことから実は本年度一杯まだ外局の形にするが、将来は、将来といいましても二十六年度から内局に編入する、こういう現在の内閣で考へております機構簡素化に對する方針に則りまして、そういうことを明記したのであります。

○城義臣君 只今の地方経済調査局についてもう一度はつきり尋ねて置きましたが、まあ何といいますか、なまぬるいが、まあ何といいますか、なまぬるいというふうな感じを持つておる。そこでお伺いしたい点は、先程の質問の中では、そのときの経済状況反映いたしまして、必要に当つて最小限度の機構人員でやるべきものといふうに考へておる次第であります。物価局等は教府県のブロックに一ヶ所設けられておる機関であります。ところが今度の地方経済調査局は都道府県の区域ごとに一つずつ設けられております。それが局といいかめしい名前になつておるが果して機構の実質に適當な名前であるかどうかといふことがどうか、ということをお伺いいたしましたが、それに関連して局といふ名称と、いうようなことは簡単なよう

で、実は國民の受ける一般の印象といふものは必ずしも簡単な印象ばかりではない。私共の希望としては実体にふさわしい将来の……現政府の考え方には、これは先程の御質問では統制官庁が経済企画庁になつたといふうな考へて置く方がより私は妥当じやないか、た、実体にふさわしい簡単な名前にして置く方があるふうな考へた、つまりは、これはむしろ恒久的に置くべきであるという議論は立派だとと思う。併しながら別の角を計画経済で行くとすれば、これはむしろ非常にいわゆる重税で苦しんでしまう。先程の御意見の趣旨とは違うかも知れませんが、私はそういう立場でやはり三好君の言われたのも本当にやなうに思ひます。先程の御意見の趣旨とは違うかも知れませんが、私はそういう立場でやつて頂きたい。これについてお考へがあれば率直に伺いたいと思う。

○政府委員(奥村重正君) 少し話が長くなりまして恐縮でございますが、少しお話を詳しく御説明いたして置きます。今回的地方機構の整備は管区の段階では、従来の地方物価局と地方経済安定局と管区経済調査室と三つが一緒になりまして、管区経済局といふことに改まるのでして、部に対する案も勿論私共と

ういうようになつたのであります。

○城義臣君 了解いたしました。

は、従来地方経済調査室といふように呼び馴らわしておきました経済調査室系列の府県段階のお役所でござります。そこで地方経済調査室の方は、いわゆる府県を管轄区域にいたしておりますとして、管区経済局、或いは従来の地方物価局、或いは地方経済安定局、管区経済調査室等のごとくブロックを単位にいたしておりましたものとはその管轄区域の広狭の点において違うのであります。そこでつまり狭い府県を管轄区域にしておる地方経済調査室が、局という大げさな名前を使うのは如何かという、語感の上からどうであるかといふ御疑問と存じまするが、これは言葉の感じの問題ですが、いろいろ従来の使い方、慣例等によりまして響きも違う、又聴く人の耳によりまして又その感じも違つて来るかと思うのであります、これを部にいたしますよりも、局にいたしました方が大きい役所のような感じを與えるというまあ考え方もございます。その立場に立ちまして、一つ私共の考えておりますところをお聞き取り願いますと、地方経済調査局におきましては、今後いわゆる監査事務並びに査察、残存いたします統制に關係いたしまして、いわゆる査察といふようなことをやつて参るわけであります、監査の方に例を取つてその仕事のやり方をお聞き取り願いますと、大体御承知のように監査はその地方におきます出先機関その他地元の団体、それらのものを対象にいたしまして、施策の運営状態が当初の趣旨とされたところに副つて円滑に実行されいるかどうか。つまり実施の面でズレがあるかどうかということを見て参るわけであります。さような気持で参

りますと、その間にいわゆるズレがある、正しくないという点があるということに相成りました場合には、これを相手方に忠告いたしまして、それで相手方に誠意を以ちまして改善に努力しで貰うといふような順序になるわけであります。従いまして仕事の内容いたしましては、調べまして間違いを見付けるということよりも、見付けた間違いを改善して貰うといふようなことが主要な部分になるわけであります。如何にして、これが間違いであるということを発見いたしました事項を改善して行くかということに我々の努力が向けられるわけであります。

そこでこの際どういう方法によるかと申しますると、先ず第一に関係の出先機関でありますとか、或いは地元の地方団体でありますとか、そういう関係の代表に集まつて貰いまして、かくかくかようなことになつたといふことをざつくばらんに打開けまして、あなたのところは一つこういうふうにして貰いたい。あなたのところはこういうふうにお願いいたしたいといふようなことで話し合いを進めて参るわけであります。これが法律の上で経済調査協議会という名前で出ておりますが、この経済調査協議会といふものを中心にいたしまして、改善の実を挙げて行く、こらいう運営の仕方になるわけであります。従つて地方経済調査局といったましては、何も外の監査の対象になりませんが、併し関係の機関にお集まり申しますが、何と申しますか、局の方申しまして何と申しますか、局の方

が少し立派に聞えるとかということでありますれば、一つその立派に聞える方にやりたいというふうな気持が私共としてはいたすわけであります。又府県を管轄区域にいたしております出先機関の中で、局という名前によつているものも他に例があるのです。法務府の府県の出先機関は確か地方法務局と申したかと記憶いたしております。更に府県の労働基準局、これもやはり局という名前で府県にあります条例もございますので、かれこれ局ということにいたしまして御審議を願つて置きたい。経過を率直に申上げまして……。

○町村敬貴君 私は安本の本当の使命というものは、各省がいろいろやつておりますことをこれを取りまとめて、例えば農業関係の方で一例を挙げますと、現在主食の撤廃とか、又今後の日本の食糧問題をどうして行くかというようなことをいろいろ／＼農林省あたりでこの問題が議せられておりますが、併し各省々々がいろいろ／＼の問題で本当に研究しているのでありますから、安本の本当の使命といふのはこのやつてる機構に対してもうひとつ実際的な、こうやればこうだという一つの針を刺すというような行き方に、大きなお目附役をやるというよくなところに行つて、各省の例えは農林省なら農林省のやつておる仕事の中に、食糧問題はこうあるべきだというよくな一つの針を刺すような私は機関でないかと、こういうふうに思われる。それがまあ段々ああいうふうにするというと、同じようなことをやるというよくなことになつては、安本といふものの本当の生命といふものは果してあるかない

か。ですから勿論農林省あたりの問題でも、これは余程専門的にもつと卑近な問題にまでも入り込んで日本の食糧問題を一体どういうふうにして行つたならば本当の自給自足ができるか。勿論輸入食糧の必要はこれはありましょうけれども、日本の国内の状態からいって、ただ現在の主食の撤廃をどうこするという問題だけではなく、国内の中からまだ見出さなければならない問題が沢山あるのではないか。こういうような意味において私は安本といふものは、こういう面に対しても本当に針を刺すというような役目を演じられることが私は安本の本当の使命じゃないかと思う。まあこういうふうに感ずるわけあります。

本が一年以上かかるから本当に骨肉を削つてでき上つた計画案だと思います。ところが、俗にいう闇から闇に葬むられて、一体あれはどこへ行つてしまつたのだろうか。安本当局は全くあれは不眠不休で作つたわけです。それをそのままどこへ行つてしまつたといふその事実。何故にそうされたか。それを赤裸々と率直にここで御説明願いたいと、実はこう思うのです。

○政府委員(平井富三郎君) この問題の処理についての結果については、これは未発表に終つた。こういうことでありますて、その理由としまして、總理或いは安本長官から説明されておりまするのと、ここで私共から又それを繰返す必要もないかと思います。たゞあの計画自体が闇から闇へと、こういうことでござりまするが、やはり関係の各方面の非常な努力の結晶でございまして、これらが今後の問題の観察に当つて一つの貴重な資料になつておることは事実でございまして、今後私共が安定本部の仕事を進めるにつきまして、五ヶ年とか、或いはそれ以上の長期な現在企画を立てるということは不適当である。現在としてはそういう計画はなかゝ見通し困難である。ことういう前提のことであらうかと思いまするので、私共といたしましては、もつと具体的な面から日本の産業構造の問題なり、或いは貿易の問題なりにも検討を進めて参りたいと思つておるのであります。あれが闇から闇へ、こういう表現は少し強過ぎるのではないかと思ひますが、理由につきましては、総理なり、安本長官なりからしばくいろいろな機会に述べられておりまするの通りであらうと考えております。

○三好始君 ちょっと技術的な非常に細かい問題でありますが、地方経済調査局の所掌事務についてお伺いいたします。改正法案によりますと、地方経済調査局は第三十四条の三の第一項第三号に掲げる事務を分掌することになつておるのであります。これは現行法の規定と多少違ふ点があるようございます。現行法では経済調査法第一條第三号が事務から除外されておると思うのであります。今度は経済調査法第一條の各号すべてが所掌事務の範囲に入つて来るような規定になりました。この相違について一応の御説明を願いたいと思います。

○政府委員(奥村重正君) 第一條の三号は、いわゆる行政機関等に対しまする監査の規定でございます。今回改正によりまして、地方経済調査局による監査の事務をやらせたい。こういう趣旨でございます。

○三好始君 それから第三号は経済調査法の一部改正法律案によつて改正が予定されておるわけでございますが、この経済安定本部設置法の一部改正法律案で考えておる地方経済調査局の仕事は現行第三号を対象にしておるのか。経済調査法の一部改正法律案を掲げておる第三号を考えおられるのか。当然に後者だらうとは想像するのであります。が、立法の形式の技術的な面から見ても、一応両者の関係が法律成立の時期の上からも問題になるのじやないかと思いますのでお伺いするわけであります。

○政府委員(平井富二郎君) これは附則におきまして特に第一項で調査厅に関しまする業務の関係は公布の日からこれを施行する、こういたしまして、

この場合において以下において「各経済局は「各経済調査庁」と読み替えをしておるのであります、ここに規定しております三十四條の第一項第三号というのを改正後の法律に規定してある事項といふわけでございます。**○城義臣君** 大分時間も遅くなつたようですが……。皆さんにお詰り頂きたいのですが……。

○委員長(河井彌八君) ちょっと速記を止めます。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。

大本御質問はこの程度で懇きことかとて。

ける委員長の報告は前例によりまして、然るべく御一任頂きたいと思いま
す。

○委員長(河井彌八君) それでは本案を可とされた方は順次御署名を願います。

竹下 豊次

○委員長(河井彌八君) 本日は時間も
大分伸びましたからこれを以て散会い
たします。

午後五時十四分散会

委員長 河井 烏八君
理事

委員 大隅 倉幸君

梅津 錦一君
義臣君

三好
町村
竹下
敬貴君
豐次君
始君

委員外議員
經濟安定委員長 佐々木良作君
政府委員

通商產業事務官 永山 島崎
通商次官 宮幡 靖君

(大臣官房長) 経済安定事務官
(総裁官房長) 平井富三郎君

中央經濟次長
奧村重正君